点検結果表(規制の事前評価)

政策の名称		職場におけるメンタルヘルス対策の強化			府省名	厚生労働省	
根拠となる法令		■法律	□政令	□府省令	□告示	□その他	<u>11</u>
		労働安全衛生法					
規制の区分		■新設等 □緩和				□廃止	
点検項目				課題			
① 規制の目的、 内容及び必要性		■説明あり□説明なし					
費	② 遵守費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担なし	□分析なし	
費用の分析	③ 行政費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担なし	□分析なし	
析	④ その他の 社会的費用	□金銭価値化	□定量化	□定性的記述	■負担なし	□分析なし	
⑤ 便益の分析		□金銭価値化	□定量化 ■定性的記述		□分析なし		
6	費用と便益の 関係の分析	□費用便益分析	□費用効果分析	「□費用分析	■定性的な分析	□分析なし	*
代替案	⑦ 代替案の 設定	■設定あり	□想定される代替案なし			□設定なし	
	8 代替案との 比較	■費用・便益では	比較 □費用	で比較 □便	益で比較	□比較なし	*
9	レビューを行う 時期又は条件	■設定あり □設定なし			L		
【課題の説明】							

「○」:評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「❸」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消したも の(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【点検結果表の別紙】

≪規制の影響が及ぶ範囲に係る参考情報≫

○ 当省の照会

「メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合は47.2% (平成24年労働者健康状況調査) である」とされていますが、このうち、本規制の対象となる従業員数50以上の事業場の割合について把握していれば、御教示ください。

また、全事業場数と、本規制の対象となる従業員数 50 人以上の事業場数について把握していれば、御教示ください。

○ 厚生労働省の説明

従業員数50人以上の事業場で、「メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合」は、事業場規模 別に下表のとおりである。(平成24年労働者健康状況調査より)

また、全事業場数 604 万 3,300 のうち、労働者数が 50 人以上の事業場数は 18 万 774 である。(平成 21 年経済センサスー基礎調査(総務省統計局)より)

事業	場規	莫似	割合	
50	\sim	99	71.4%	
100	\sim	299	83.1%	
300	\sim	499	92.8%	
500	\sim	999	96.4%	
1,000	\sim	4, 999	98.0%	
5,000	\sim		99.1%	

≪費用と便益の関係の分析に係る補足説明≫

○ 当省の照会

費用と便益の関係の分析について、直接両者を比較することなく本件規制が適当である旨記載しているが、本件規制によって得られる便益が費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。

○ 厚生労働省の説明

改正案を実施するに当たり、発生する費用として、事業者への制度の周知に係る費用が一時的に発生するほか、事業者に対してはストレスチェックと面接指導を実施する費用が想定される。

ストレスチェックは自記式の調査票で行うことを想定しており、過剰な費用を要するものではなく、面接指導についても、ストレスチェックの結果、ストレスの程度が大きいとされた労働者の申出に応じて実施するものであり、大きな負担にはならないと考えられることから、労働者のメンタルヘルス不調を未然に予防することによる健康の保持、労働力の減少や労働災害の減少の予防が見込まれる便益が費用を上回ると考えられる。

≪代替案との比較に係る補足説明≫

○ 当省の照会

代替案との比較について、代替案の費用と便益の関係の分析をすることなく本件規制と代替案との比較 を実施しているため、この点を踏まえて適切に説明した上で、本件規制と代替案との比較考量を行う必要 がある。

○ 厚生労働省の説明

代替案の便益として、改正案と同様に労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することが見込まれるが、ストレスチェックを実施しなければ労働者のストレスへの気づきの機会が失われることから、本来、面接指導を受けるべき労働者が面接指導の申出を行うきっかけを失うおそれがあるため、その便益は限定的となる。

一方、発生する費用については、改正案と同様に制度の周知に要する費用のほか、面接指導を実施する

費用が想定されるが、本来、面接指導までを必要としない労働者についても面接指導が行われる可能性があることから、大きな費用を要すると考えられる。

したがって、代替案については、必ずしも費用を上回る便益があるものとは言えないことが考えられ、 改正案の方が、より少ない費用でより大きな便益を得ることができ、かつ、費用を上回る便益をもたらす ものであることから、代替案よりも妥当であると考えられる。